

# 鹿川



発行 鹿川村役場  
 1959.8.20  
 編集 鹿川村教育委員会

## 大越君 勇躍 壮途へ

ブラジルへ家族ぐるみ移住の第一陣  
 既報の通り、大字山鳥坂(奥の山)大越常雄君は、亡父の遺志を継いで海外勇飛の勇図を抱いて準備をすまめていたが、ブラジル国内の一切の手続もこの程終り、心配していた財産の処分も、部落その他関係者の好意ある協力によつて完了、九月二日出帆の船で鹿島立つことになった。村では、大越君の壮途を祝して、二十日壮行式を行う。



## 本月の出来ごと

- 〇七月
  - 一日 県議会総務警察、厚生建設委員一行来村、民生委員会を開く。レントゲン検診(大谷)
  - 二日 議会文化委員を開く。レントゲン検診
  - 三日 自衛官募集予備試験実施
  - 四日 がん及び老人病健康診断所開設
  - 五日 精神薄弱児実態調査
  - 六日 森林組合役員会開催
  - 七日 日本脳炎予防注射(正山)
  - 二〇日 村常会、観光特別委員会を開く。
- 二三日 戸籍事務監査、母子福祉会役員会、内子高校PTA懇談会開催
- 二五日 内子電報電話局長来村
- 二七日 四国通信局長来村
- 二八日 議会文化委員会開催
- 三〇日 新任大洲土木事務所長来村
- 八月
  - 一日 鹿野川地区環境衛生組合役員会を開く
  - 一日 議会委員長会を開く
  - 三日 米予約集荷推進協議会を開く
  - 三日 愛大農学部助教森田学氏来村
  - 四日 農林水産部長来村
  - 六日 園芸同志会役員会を開く

## 人事異動

七月一日付採用  
 土木係 技術吏員 石谷 強  
 八月一日付採用  
 議会書記長 中塚芳則

## 鹿野川局の名称変更

八月一日から「鹿野川郵便局」を「鹿川郵便局」に変更した。

## 昭和34年度国民健康保険税の決定について

四月から七月まで(第四期まで)暫定課税により納付を願っていた保険税が村民税及び固定資産税の確定により保険税の確定に基き左記の通り算出課税八月以降に七月までの暫定課税分との調整を行い課税されます。

(イ) 所得割として、国民健康保険税算額の百分の三十五相当額を三十四年度村民税課税所得金額を課税標準とし、課税されます。村全体では、一、二二三、二〇〇円が所得割となり、個人では、村民税課税所得金額百円につき二円三七銭九厘の割合で徴収されます。

(ロ) 資産割として、保険税算額の百分の二十五相当額を、三十四年度固定資産税額を課税標準として課税されます。村全体では、八七三、三一〇円が資産税割となり、個人では、固定資産税百円につき一八円二七銭の割合で徴収されます。

(ハ) 被保険者均等割として、保険税算額の百分の二十五相当額を、三十四年四月一日現在の被保険者を課税標準として課税されます。村全体では、八六八、二六〇円が被保険者割として、徴収されることになり、被保険者一人当り一四五円の割合で賦課されます。

(ニ) 世帯平等割として、保険税算額の百分の十五相当額を三十四年四月一日現在の世帯数を課税標準として課税されます。村全体では、五二三、七六〇円が世帯平等割として徴収することになり、一世帯当りでは、五〇九円が賦課されます。国民健康保険税賦課額三、四八八、五三〇円

## 国民年金のお知らせ

すでに新聞、ラジオ、または近所のかたから聞いたり、読んでおられるか、おわかりかと思いますが、年金は、どのような人に支給されるか、またどの程度のお金ももらえるのか、どんな手続きで、何処にもらいに行けばよいか、簡単に説明いたします。今年の十一月からもらえる人は、

保険料をかけたとも支給されず。すなわち、十一月一日において、七十才をこえている人、身体に大きな障害のある人、たとえば、両足がないとか、目の見えない人、又、お父さんがなくなつて、お母さんが小さい子供さん(義務教育がすんでない子供さん)を養っている人は、年金がもらえません。

こうした場合に支給される年金をそれぞれ老令福祉年金・障害福祉年金・母子福祉年金と呼んでいるのです。この三つの福祉年金については、それぞれ、その支給についての要件がありますが、それは左記をよく読んで下さい。

◎老令福祉年金  
 この年金は、今年の十一月一日において、七十才以上になつている人に支給されます。また、今年十一月一日において七十才にはなつてないが、昭和三十六年四月一日(この日は拠出制といつて、保険料を納めて年金をもらう制度が始まる日です)において五十才以上である人が七十才になつたときも年金が支給されます。その年金の額は、一万二千元です。

◎障害福祉年金  
 この年金は、今年の十一月一日において、二十才以上の人がこの日より前に外傷や病気をさされて、身体に大きな障害(この障害の程度を区分するため級で別に示しています)これが一級以上である人、または、今年の十一月一日より前に外傷や病気を

にかゝつて、その日より後になつた人、そのほか、三十四年十一月一日から三十六年三月三十一日の間に外傷や病気がかゝつてなつた人には、それぞれ一万八千円の年金が支給されます。

また三十六年四月一日において五十才をこえる人が、その日から後に外傷や病気をしなかつたときに、一級にあたるような身体に大きな障害があるときも支給されます。

◎母子福祉年金  
 この年金は、お父さんが亡くなつた当時、お父さんと共に暮らしていた二十才以上になるお母さんが、今年十一月一日において義務教育がすんでない子供さんを養っているときには、年金がもらえます。

たゞしそのお母さんが現在結婚していたり、養子になつたりしているときには、支給されません。

それから二十才以上、六十才未満のお母さんが、今年十一月一日から、三十六年三月三十一日までの間にお父さんが亡くなつた場合、また昭和三十六年四月一日で五十才をこえるお母さんが、この日から後にお父さんが亡くなつたときには、それぞれ、その当時お父さんと共に生活していた義務教育がすんでない子供さんがあるときは、年金が支給されるのです。

この年金の額は一万二千元です。今まで述べて来たこれらの年金は、それぞれ、年三回に分けて一月・五月・九月に支給されます。しかし、さしあたりこの

